

SBTi

企業ネットゼロ基準

バージョン 1.0

2021 年 10 月

本資料は Science Based Targets Initiative による 原題「[SBTi CORPORATE NET-ZERO STANDARD CRITERIA Version1 October 2021](#)」の第 7 章、第 8 章を CDP ジャパンが仮訳したものです。日本語版と英語版で内容に相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。

バージョン	リリース日	目的	以前のバージョンへの変更点
1.0, SBTi 企業ネットゼロ基準	2021 年 10 月 28 日	バージョン 1 の公表	本要件は、読みやすさを向上させるために改訂される可能性があります。

ネットゼロ企業基準要件

バージョン 1.0 | 2021 年 10 月

ネットゼロ基準要件の背景

ネットゼロ基準は、ネットゼロ専門家諮問グループとの協力のもと、幅広いステークホルダーとの協議を経て策定されました。ネットゼロ基準は、ネットゼロ目標が SBTi によって認定されるために満たされなければならないすべての要件を含んでいます。本文書には、透明性とベストプラクティスのために重要であるが、必須ではない推奨事項も含まれています。

本文書には、科学に基づく短期目標を設定するためのすべての要件が含まれていますが、企業が科学に基づく短期目標を設定する際には、SBTi 要件([英語版](#)・[日本語版バージョン 5.0](#))を第一の参考資料として参照してください。SBTi 要件文書には、本文書に含まれていない短期目標に関する追加の推奨事項が含まれている場合があります。短期の要件と推奨事項は、SBTi が毎年行う企業要件の更新に従うことに留意する必要があります。

この要件は、金融機関や中小企業に分類されない企業のみにも適用されます。金融機関は、金融機関向けの SBTi ガイダンスと要件を([英語版](#)・[日本語版 2021.10 バージョン](#))用いて目標を設定することができます。中小企業は、簡素化されたプロセスを利用して、気候科学に沿った目標を設定してください。

また、企業は [GHG プロトコル企業基準](#)、[スコープ 2 ガイダンス](#)、[企業バリューチェーン\(スコープ 3\) 算定報告基準](#)に必ず従わなければなりません (must)。

[目標審査プロトコル](#) には、目標を評価し、要件に適合しているかどうかを判断するための基本的な原則、プロセス、および要件を記載しています。¹ SBTi は、企業が目標を策定する前に、SBTi 要件への適合・不適合の詳細を記載した目標審査プロトコルを確認することを強く推奨します。

免責事項

SBTi は、最新の要件や推奨事項を企業に提供するように努めていますが、最新の排出シナリオ、パートナー組織の方針、温室効果ガスの算定慣習を反映させるため、必要に応じて調整を行う権利を有します。

また、目標の審査過程で誤った情報が伝達されたことが明らかになり、その結果、評価中に存在した基準のいずれかが満たされなかった場合や、目標の認定後の要件(目標の進捗状況の報告や再計算など)が尊重されなかった場合、SBT イニシアチブは認定された目標の審査結果を撤回する権利を有します。

¹ 目標審査プロトコルについては、現在では短期 SBT のみに適用されますが、今後ネットゼロ目標を含む形に数カ月以内に更新予定です。

特に記載のない限り(特定のセクションを含めて)、全要件はスコープ 1, 2, 3 に適用されます。

用語について

本文書では、ネットゼロ基準に整合するために、企業が遵守する必要のある(must)要件(criteria)、そして企業が遵守すべき推奨事項(recommendations)を説明しています。本文書では、必須条件(requirements)、推奨条件(recommendation)、可能な選択肢(allowable options)について、以下の通り、正確な表現を使っています。

- 本文書では、目標が要件(criteria)に適合するために必須(required)であることを示す場合、「shall」または「must」という用語を使用しています。
- 「should」という言葉は、推奨事項を示すために使われますが、必須の条件ではありません。
- 「may」という言葉は、許容できる選択であることを示すために使われます。

本ガイダンスでは、「必須(required)」または「必ずしなければならない(must)」という用語は、必須の要件を意味します。「できます(Can)」や「推奨します(is encouraged)」は、必須要件の実施に関わる推奨事項を示すために使用することができ、「できない(cannot)」は行動が不可能な場合を示すために使用されることがあります。

(訳注) 必須条件が日本語内で明確になるように、本日本語訳内では、必須の場合、つまり、shall、must、required を使っている場合、使っている語句を文中・文末に入れています。

要件と推奨事項

目標のバウンダリ(対象範囲)

組織のバウンダリ(対象範囲)

C1 — 組織のバウンダリ: 企業は、子会社レベルではなく、親会社またはグループレベルにて目標を提出することを推奨します。親会社は、上記のバウンダリ要件に従って、すべての子会社の排出量を目標提出に含めなければなりません(must)。親会社と子会社の両方が目標を提出する場合、親会社の目標値には、選択したインベントリ連結アプローチにおいて子会社が親会社の排出量バウンダリに含まれる場合は、子会社の排出量も含める必要があります(must)²。

R1 — 組織バウンダリ(範囲)の設定: SBTi は、GHG プロトコル企業基準で定義されている企業の組織バウンダリが、企業の財務会計・報告プロセスにて使用されている組織バウンダリと一致していることを強く推奨しています。

² 本要件は子会社のみ適用されます。ブランド、ライセンス、そして/または企業の特定の地域や事業部については、親会社が選択した連結アプローチから外れてしまう場合でない限り、個別の目標は認められません。

GHG カバー範囲

C2 — 温室効果ガス: 目標には、GHG プロトコル企業基準にて要求されている(required)ように、すべての関連する GHG をカバーしなければなりません(must)。

スコープカバー範囲

C3 — スコープ 1 とスコープ 2: 目標は、GHG プロトコル企業基準で定義されているように、全社的なスコープ 1 およびスコープ 2 の排出量をカバーするものでなければなりません(must)。

C4 — スコープ 3: 企業の関連するスコープ 3 排出が、スコープ 1, 2, 3 の合計の 40%以上である場合、短期 SBT にはスコープ 3 目標が含まれることは必須です(must)。天然ガスやその他化石燃料の販売や配送に関わっている全企業は、販売した製品由来のスコープ 3 目標について、スコープ 1, 2, 3 合計に占めるこれらの排出の割合の大きさに関わらず、設定しなければなりません(shall)。すべての企業は、長期 SBT 目標に、関連するすべてのスコープ 3 カテゴリーからの排出量を必ず含めなくてはなりません(shall)。

排出カバー範囲

C5 — スコープ 1・2 の重要度の閾値(significance thresholds): 企業は、インベントリ(排出量算定)と目標のバウンダリについて、スコープ 1 と 2 の合算値の 5%を上限として、除外することができます³。

C6 — 短期 SBT のスコープ 3 排出カバー範囲: 企業は、GHG プロトコル企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準に基づいて、それぞれのスコープ 3 カテゴリーの最小限バウンダリを対象に、合計で 3 分の 2 以上(67%)をカバーする 1 つ以上の排出削減目標、そして/またはサプライヤー/顧客エンゲージメント目標を設定しなければなりません(must)。

C7 — 長期 SBT のスコープ 3 排出カバー範囲: 長期 SBT 目標のバウンダリは、スコープ 3 の総排出量の少なくとも 90%を必ずカバーしなければなりません(shall)。GHG インベントリと目標のバウンダリにおける除外項目は、スコープ 3 の総排出量の 10%を超えてはなりません(must not)。

R2 — 任意のスコープ 3 排出を対象とする目標: スコープ 3 の最小限バウンダリの対象とはならないスコープ 3 排出を削減する目標については、必須ではありません(not required)が、排出量が多い場合は設定を推奨します。企業は、こういった排出についてスコープ 3 目標の対象とすることができますが、そういった目標はスコープ 3 について定義した C6、C7 にて定義している閾値には含むことができません(つまり、こういった目標は企業のスコープ 3 目標の上に追加的に設定するもの

³ 企業のスコープ 1 または 2 の排出量が重要でないと判断される場合(これは、スコープ 1 と 2 の合計排出量の 5%未満である場合)、企業はスコープ 1 と 2 の合計排出量の 95%以上をカバーするスコープ(スコープ 1 またはスコープ 2 のいずれか)のみで SBT を設定することができます。企業は、GHG プロトコルの完全性の原則に従って、両方のスコープについて報告を続け、必要に応じて目標を調整しなければなりません(must)。

です)。参考として、使用段階の直接・間接排出を発生させる製品のリストについては、GHG プロトコルスコープ 3 基準の 48 ページ、そして目標審査プロトコルを参照ください。

手法の有効性(短期と長期の目標)

C8 — 手法の有効性: 目標は SBTi によって認定された最新の手法とツールを用いてモデル化しなくてはなりません(must)。前のバージョンの手法やツールを用いてモデル化された目標については、更新された手法や該当するセクター固有のツールが発表されて以後、6 カ月以内のみ提出することができます。

排出算定の必要条件

C9 — スコープ 2 算定アプローチ: 企業は、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスに従って、基準年排出量算定、そして科学に基づく目標(SBT)に対する実績を追跡するために、ロケーション基準、またはマーケット基準を用いて算定しているのかを開示することが必須です (shall)。GHG プロトコルでは、両方のアプローチを用いてスコープ 2 排出量を測定・報告することを要求しています。しかしながら、SBT の設定と進捗の追跡については、単一の一貫するアプローチを用いることが必須です (shall)。(例えば、目標設定と進捗追跡の両方にロケーション基準を用いる、といったものです。)

C10 — スコープ 3 スクリーニング(概算): 企業は、GHG プロトコル企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準に従い、それぞれのスコープ 3 カテゴリについて最小限バウンダリとして示されているすべての排出源についての総スコープ 3 排出量をカバーするインベントリ(排出量算定)を必ず完成させなくてはなりません(must)⁴。

C11 — バイオ(生物起源)エネルギー算定: バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階での CO₂ 排出量、そしてバイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去⁵については、企業の GHG インベントリと分けて報告することが必須です(shall)。さらに、バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階での CO₂ 排出量、そしてバイオエネルギー原料に関連する土地利用からの排出や除去については、(該当する場合、スコープ 1、2、そして/またはスコープ 3 について)SBT を設定する際の目標バウンダリ、そして目標の進捗を報告する際のバウンダリに含めることが必須です (shall)。

土地関連排出量の算定については、直接的な土地利用変化 (LUC, land use change) による CO₂ 排出量と、土地利用管理からの N₂O と CH₄ 排出を含む非 LUC 排出を含むことが必須です (shall)。間接的な土地利用変化に関連する排出を含めることは、任意です。

企業はバイオエネルギー算定についての追加の GHG プロトコルガイダンスが公表された場合、C11 への遵守を維持するべく、これに従うことが期待されています。

⁴ スコープ 3 カテゴリの最小限バウンダリと最小限バウンダリから外れた排出源の定義については、企業バリューチェーン(スコープ 3)算定報告基準の表 5.4 (35 ページ)を参照してください。

⁵ 生物由来の除去によるゼロ排出を超えたプラスの影響については、企業の目標策定や SBT への進捗として計上してはなりません(shall not)。また、バイオエネルギー原料の生産に直接関連しない除去については、SBT の進捗や企業の GHG インベントリにおけるネット(差し引き)排出量として計上することは認められません。

C12 — 炭素クレジット: 炭素クレジットの使用については、企業の短期 SBT 目標の達成に向けた排出削減量としてカウントしてはなりません(must not)。炭素クレジットは、残留排出量を中和するための選択肢(C28 参照)、または SBT 目標を超える追加的な気候変動緩和のための資金提供(R10 参照)としてのみ、考慮することができます。

C13 — 削減貢献量(Avoided emissions): 削減貢献量は、企業のインベントリとは別の算定システムの下にあり、短期 SBT 目標・長期 SBT 目標にはカウントされません。

R4 — バイオ燃料の認証: SBTi は、輸送用のバイオ燃料を使用または生産している企業については、土地関連の排出量と除去量が該当するバイオ燃料生産のものであることを開示する際に、バイオエネルギーの GHG 算定について公認のバイオ燃料認証によって裏付けることを推奨します。

R5 — バイオエネルギーデータの報告: SBTi は、企業が直接的な生物由来 CO₂ 排出量と除去量について、それぞれ別に報告することを推奨しています。バイオエネルギーに関わる CO₂ の排出量と除去量については、C11 要件に基づくと最低限でもネット(差し引き後)排出量にて報告することが必須(shall)ですが、バイオエネルギー原料からの総排出量と総除去量についても別々に報告することが推奨されています。

ネットゼロ目標の策定

ネットゼロの定義

C14 — ネットゼロ排出の状態: 企業は、ネットゼロ排出を達成するために、1 つ以上の目標を設定しなければなりません(shall)。それらの目標については、以下の通りです。(a) スcope 1、2、3 の排出量をゼロにするか、もしくは適格な 1.5°Cシナリオまたはセクター軌道においてグローバルまたはセクターレベルでのネットゼロ排出達成と整合する残余排出量水準にまで削減すること、(b) ネットゼロ目標の時点における残余排出量およびそれ以降に大気中に放出されるすべての GHG 排出量を中和すること。

構造

C15 — ネットゼロ目標の構造: 10 年以上先にネットゼロ排出の達成を目指す企業は、本基準に記載されている要件や推奨事項に従って、短期 SBT と長期 SBT の両方の排出削減目標を設定しなければなりません(shall)。短期 SBT 目標が長期 SBT 目標の水準要件を満たしている場合、長期 SBT 目標は必要ありません。

時間軸

C16 — 基準年 企業は、長期 SBT と短期 SBT に同じ基準年を使用しなければなりません(shall)。基準年は 2015 年以降である必要があります (must)。⁶。

C17 — 目標年: 短期 SBT 目標は、目標が正式な審査のために SBTi に提出された日から最短で 5 年、最長で 10 年までの間をカバーするものでなくてはなりません(must)。長期 SBT 目標は、目標年が 2050 年以前であることが必須です(shall)。2050 年より前にネットゼロに到達するセクター

⁶ 2022 年前半に正式な審査のために提出された目標の場合、有効な目標年は 2026 年から 2031 年までとなります。2022 年後半に提出された目標の場合、有効な目標年は 2027 年から 2032 年までとなります。

(例:発電)の企業の場合、関連する活動を対象とする長期 SBT は、適格な 1.5°C 軌道におけるそのセクターのネットゼロの年以前の目標年を持たなければなりません(must)。

C18 — これまでの進捗: 短期 SBT について、最低限の将来的な(forward-looking)目標水準は、直近年から 2050 年までの間に、直線的な総量削減、直線的な原単位削減、または原単位が収束する(そして総量排出量や原単位排出量が増加しない)ことを想定し、遅くとも 2050 年にネット・ゼロに達することと整合しています。⁷

(訳注:SBTiによる SBT の審査では、基準年から目標年、そして最新年から目標年の両方についての削減率を審査します。)

R6 — 整合性: 企業は全ての短期目標について、同じ基準年を用いることが推奨されています。

目標水準

スコープ 1 と 2 の短期と長期の目標

C19 — スコープ 1 と 2 の削減目標の水準: 少なくとも、スコープ 1 と 2 の目標は、産業革命前と比べて世界の気温上昇を 1.5°C 以内に抑えるために必要な脱炭素化水準と整合したものであることが必須です(must)。本要件は短期・長期両方の目標に適用されます。

C20 — 総量目標: スコープ 1 とスコープ 2 の総量目標は、少なくとも 1.5°C の目標と整合する排出シナリオの認定された幅の最小値(訳注:シナリオ幅のうち排出量が小さい方の値)、または関連するセクター別の 1.5°C 総量軌道(長期目標のみ)と整合する場合についてのみ、認定されます。

C21 — 原単位目標: スコープ 1・2 排出の原単位目標については、企業の事業活動に適用可能な承認されたセクター別の 1.5°C 軌道を使ってモデル化された場合のみ有効です。

スコープ 3 短期と長期の目標

C22 — スコープ 3 排出削減目標の水準: 少なくとも、(バリューチェーン全体ないしは個別スコープ 3 カテゴリー群を対象とする)スコープ 3 の短期目標については、産業革命前と比べて気温上昇を 2°C より十分低く抑えるために必要な脱炭素化水準に基づく手法に沿うことが必須です(must)。長期のスコープ 3 目標については、最低限の削減水準は 1.5°C 相当に強化されています。

C23 — サプライヤーまたは顧客エンゲージメント目標: 企業のサプライヤーや顧客が科学に基づく排出削減目標を設定することを促進する短期目標については、以下の条件を満たす場合、SBTi 要件に準拠します:

- **バウンダリ(範囲):** 企業は、上流または下流の関連していて確実性のあるカテゴリについて、エンゲージメント目標を設定することができます。

⁷ 2022 年に審査のために提出される目標については、提出する最新のインベントリデータは古くても 2019 年、ないしはそれ以降のものでなければなりません(must)。これまで SBTi では、有効な最新年のインベントリとしては 2 年前以降のものしか認めていませんでしたが、COVID-19 パンデミックの影響で、SBTi は 2022 年には、2019 年のインベントリを受け入れることになりました。

- 記述: 企業は目標の記述において、エンゲージメント目標の対象が、関連する上流そして/または下流のカテゴリからの排出量の何%をカバーしているか、または、その情報がない場合、年間調達金額の何%をカバーしているかについて、情報を必ず記載しなくてはなりません (shall)。⁸
- 時間軸: 企業のエンゲージメント目標は、企業が目標を正式審査のために SBTi に提出した日付から、最長でも 5 年以内に達成するものであることが必須です (must)。⁹
- 目標水準: 企業のサプライヤー/顧客は SBTi の提供する資料に沿った科学に基づく排出削減目標を有することが必須です (shall)。

C24 – 総量目標(スコープ 3): スコープ 3 の総量目標は、少なくとも、産業革命前と比べて世界の気温上昇を、短期の場合は 2°C より十分低いシナリオの幅の下限值と、長期の場合は 1.5°C のシナリオの幅の下限值と同等の水準である場合または該当する 1.5°C のセクター別総量軌道と整合する場合に認定されます。

C25 – 原単位目標(スコープ 3): スコープ 3 の原単位目標は、企業の事業活動に適合する場合は承認されたセクター別物理的原単位、または認められた物理的原単位アプローチ、ないしは経済的原単位アプローチを用いてモデル化された場合に認定されます。これは、短期 SBT、長期 SBT の両方に当てはまります。スコープ 3 の上流カテゴリについての原単位目標については、セクター別ガイダンスにて指定がある場合、供給側と需要側の両方の緩和(削減)策を反映しなければなりません (must)。

R7 – サプライヤーエンゲージメント: 企業は、サプライヤーが科学に基づく目標を設定する際に、SBTi ガイダンスやツールを用いることを推奨する必要があります。サプライヤーの科学に基づく目標について SBTi の審査を受けることは推奨されますが、必須ではありません (not required)。中小企業(SMEs)に分類されるサプライヤーについては、SME 向けに簡素化されたルートによって目標を提出することが推奨されています。

統合目標(短期と長期の目標)

C26 – 統合スコープ目標: スコープを統合した目標(例えば、1+2 や 1+2+3)については、SBTi がそれぞれの目標要素をレビューすることができ、かつそれぞれの目標要素が該当する目標水準要件を満たす場合、設定することが可能です。

再エネ電力目標(短期と長期の目標)

C27 – 再エネ電力: 1.5°C シナリオと整合する比率で積極的に再エネ電力を調達する目標については、スコープ 2 排出削減目標の代替として認められます。SBTi は、本アプローチについて、RE100 の推奨と整合すべく、2025 年までに再エネ調達比率(合計電力消費量に占める再エネ電

⁸ 調達金額によるカバー率を測定する場合、企業は、要件 C23 を満たしていることを証明するために、サプライヤーや顧客の目標だけで、あるいは他のスコープ 3 の目標と合わせて、その調達金額による排出量カバー率を推定し、その推定値を審査のために提供する必要があります。

⁹ 2022 年前半に正式な審査のために提出された目標については、有効な目標年は 2026 年までとなります。2022 年後半に提出された目標については、有効な目標年は 2027 年までとなります。

力量の比率)80%、2030年までに100%を閾値としています。これらの閾値以上にすでに再エネ電力を使っている企業が認定されるためには、その水準を維持ないしは向上させるとすることが必須です(shall)。

R8 — 購入した熱と蒸気: 部門別脱炭素化アプローチ(SDA, Sectoral Decarbonization Approach)を用いて科学に基づく目標をモデル化する場合には、企業は購入した熱と蒸気に関する排出について、直接(つまり、スコープ1)排出の一部とみなしてモデル化することが推奨されています。

R9 — 目標のモデル化の際の効率化の考慮: 特定のセクター、市場、1.5°Cシナリオに基づく電力セクターの脱炭素化予測による効率向上を前提としない方法を用いている場合、これらの要素を電力関連のスコープ2目標のモデル化の際には考慮することが推奨されています。

バリューチェーンを超えた緩和

R10 — バリューチェーンを超えた緩和: 企業は、自らの短期・長期 SBT 目標に加えて、自らのバリューチェーン外における GHG 排出削減のための行動や投資をすべきです。例えば、企業は、気候への定量化可能な便益をもたらすプロジェクト、プログラム、ソリューション、特に人や自然への追加的なコベネフィット(相乗利益)を生み出すものを毎年支援することができるでしょう。企業は、今後のガイダンスを待って、それらの行動の性質と規模について毎年報告することが必要です。

中和

C28 — ネットゼロにするための残余排出の中和: 企業は、長期 SBT 目標を達成した際に、そしてそれ以降について、残る未削減の排出量の影響を相殺するために、大気中から炭素を除去し、永続的に貯蔵しなければなりません(shall)。

R11 — 中和のマイルストーン: 企業は、ネットゼロ時点において未削減の排出量を中和するというコミットメントの信頼性を示す、マイルストーン(道程)の計画や近い将来の投資などの情報を開示すべきです。

目標の策定

C29 — 目標の策定: 企業は、ネットゼロ目標について公開した形にて設定し、その目標の各構成要素(以下(a)~(c)を含む)を明確かつ透明性を持って伝えなければなりません(shall)。(a) ネットゼロ目標年、(b) 短期および長期の SBT で達成される排出削減量の大きさ、(c) 基準年。

報告、再計算、目標の妥当性(Validity)

報告

C30 — 頻度: 企業は全社的な GHG 排出量インベントリと公開された目標の達成度について、年に 1 度必ず公表しなければなりません(shall)。

C31 — 報告の完全性: 企業は、現行の SBTi 要件にて規定されているように、毎年の GHG インベントリで排出量と除去量を個別に報告することを含め、認定された目標に対する進捗状況に関する情報を公に報告しなければなりません(shall)。

R12 — 開示の場所: インベントリや公表された目標に対する進捗状況をどこで開示するかについては、一般に公開されている限り、特に要求事項はありません。SBTi は、CDP の気候変動質問書のように、標準化された比較可能なデータプラットフォームを通じた開示を推奨していますが、年次報告書、サステナビリティレポート、企業のウェブサイトでも構いません。

再計算と目標の妥当性(Validity)

C32 — 必須の目標再計算: 最新の気候科学と最新の SBTi 要件との整合性を保証するために、目標については最低でも 5 年ごとに見直し、必要があれば再計算、再審査を受けることが必須です(must)。2020 年以前に(訳注: 短期)目標の認定を受けた企業については、2025 年までには、必ず目標の見直しをし(must)、そして必要な場合再計算をして再審査を受けるのが必須(must)です。すでに認定を受けた目標を持っている企業は、再計算が必要な場合、提出時に適用される最新の要件に従うことが必須です(must)。

C33 — 目標の再計算が必要となる状況: 目標は、既存の目標の妥当性と整合性を損なう可能性のある重大な変化を反映して、必要に応じて再計算されるべきです(shall)。以下のような変更があった場合、目標の再計算を行うべきです(shall)。

- スコープ 3 排出量が、スコープ 1、2、3 の合計排出量の 40%以上となった場合 (本要件は短期 SBT のみに適用されます)
- インベントリや目標のバウンダリからの除外項目の排出量が大きく変化した場合
- 企業構造や活動が大きく変化した場合 (買収、事業分離、合併、外部委託(アウトソーシング)やその逆のインソーシング、商品または提供するサービスのシフトなど)
- 基準年インベントリに大幅な調整事項があった場合、または成長予測などの目標設定のためのデータに大幅な変更があった場合 (例: 重大な誤り、または集合的に重大な誤りとなる多数の累積的誤りの発見)
- その他、科学に基づく目標(SBT)設定に用いた予測・前提条件に大きな変更があった場合。

C34 — 目標の妥当性(Validity): 目標が認定を受けた企業は、認定日から 6 か月以内に目標を公表することが必須です(must)。6 か月以上公表されなかった目標については、SBTi との間で記録の残る形で異なる公表期日の合意がある場合を除いて、再度認定プロセスを経ることが必須です(must)。

R13 — 目標関連予測の妥当性(Validity): SBTi は、企業が年に 1 度は目標に関連する予測の妥当性を確認することを推奨しています。企業は、適切と判断される場合、重大な変化があれば SBTi にそれを知らせ、その重大な変化を公表しなければなりません。

セクター別ガイダンス

C35 — セクター別ガイダンスによる要求事項: 企業は、セクター別ガイダンスが公開されてから遅くとも 6 か月経過後については、該当するセクター別手法やガイダンスに示された目標設定の際の要求事項や最低限の削減水準について、必ず遵守しなくてはなりません(must)。セクター別ガイダンスと要求事項の一覧については、下記(「長期 SBT についてのセクター別ガイダンス」、そして [目標審査プロトコル](#) と [企業マニュアル](#))に記載があります。

化石燃料の販売や流通、その他の事業

C36 — 化石燃料の生産事業を行っている企業、または化石燃料のビジネスラインから大きな収益を得ている企業: 石油、天然ガス、石炭、その他の化石燃料の探査、抽出、採掘、そして/または生産を行っている企業は、これらの活動から得られる売上の割合にかかわらず、現時点では目標の審査を受けることができません。売上の 50%以上を化石燃料から得ている企業は、現時点では目標の審査を受けることができず、該当セクターの方法論が公表された後は、それに沿うことが必須です(must)。

C37 — 石油、天然ガス、石炭、その他化石燃料の販売、輸送、流通: 天然ガスや他の化石燃料製品の販売、輸送、流通を行う企業は、スコープ 3 の「販売した製品の使用」カテゴリについて、最低でも産業革命前からの気温上昇を 1.5°C に抑えるのに必要な脱炭素化水準に整合する排出削減目標を必ず設定しなくてはなりません(shall)。C23 に説明のある顧客エンゲージメント目標は、本要件としては認められません。化石燃料活動のある企業についての 50%の売上比率閾値については、C36 に詳細なガイダンスの記載があります。

長期 SBT についてのセクター別ガイダンス

現在、多くのセクターについて、セクター別のガイダンスや手法が存在します。利用可能になったすべての新しいセクター別ガイダンスは、SBTi ウェブサイトのセクター開発状況ページにアップロードされます。SBTi には、目標設定方法の使用と最低目標水準について、セクター別の要求事項があります。

Table 1 長期 SBT についてのセクター別ガイダンス

セクター	適用可能な手法	ガイダンス/留意事項
衣料品・靴	"他の全セクター"をご覧ください。	衣料品・靴セクターについては、任意のガイダンスが利用可能です。
建物	長期 SBT を設定する場合、本セクターの企業は、住宅用建築物の軌道、商用建築物の軌道、またはセクターに関わらず利用できる軌道(総量目標のみ)を用いて、総量目標または原単位目標を設定することが推奨されています。	目標設定を希望する不動産投資信託(REIT)については、モーゲージベースの REIT かエクイティベースの REIT かを特定する必要があります(must)。エクイティベースの REIT は、一般的セクターの目標審査ルートを利用しなければなりません(must)。モーゲージベースの REIT は、SBT を設定するために、金融機関のガイダンスを利用しなければなりません(must)。 SBTi は、建造環境(built environment)の企業やセクターについてのガイダンス開発について、プロジェクトの設計段階にあります。
セメント	長期 SBT を設定する際には、セメントセクター軌道、またはセクター関係なく利用できる軌道(総量目標のみ)を用いて、総量目標または原単位目標を設定することが推奨されています。	SBTi は、セメントセクターの企業についてのガイダンス開発について、プロジェクトの設計段階にあります。
化学	"他の全セクター"をご覧ください。	SBTi は、化学セクターの企業についてのガイダンス開発について、プロジェクトの設計段階にあります。
金融機関	SBTi は、金融機関向けのネットゼロ基準を策定中であり、ガイダンスが完成する前にこのセクターの目標を審査することはできません。	SBTi では、金融機関を、その中核的機能の一部として投資活動を行っている企業と定義しています。これには以下のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。 1. アセットマネージャー/アセットオーナー



		2. リテール・商業銀行業務 3. 保険会社(保険会社(アセットマネージャー機能を持つ場合)) 4. モーゲージ不動産投資信託(REITs) なお、企業の売上の 5%以上が上記のような活動によるものであれば、その企業は金融機関とみなされます。
森林、土地利用&農業(FLAG)	一部の企業は、他のすべての排出量をカバーする SBT とは別に、FLAG 目標を設定する必要となる予定です(will be required)。FLAG 目標は、FLAG セクター軌道(総量目標)またはコモディティ軌道(原単位目標)を使用しなければなりません(must)。 牛肉、乳製品、豚肉、鶏肉、丸太、米、大豆、パーム油、トウモロコシ、小麦の各コモディティ軌道を用意する予定です。林業・木材会社は、丸太については原単位収束法の使用が義務付けられる予定です(will be required)。	FLAG セクターガイダンスは、2022 年 3 月に最終決定される予定です。
化石燃料販売/輸送/流通 ¹⁰	主要セクターのガイダンスに加えて、スコープ 3 のカテゴリ 11「販売された製品の使用」の排出量についても、総量同率削減を用いてスコープ 3 目標を設定する必要があります(must)。	企業はスコープ 3 カテゴリ 11 について、それがスコープ 1, 2, 3 排出に占める割合に関わらず、目標設定を必ず行わなければなりません(must)。個別のスコープ 3 目標の設定が必要となる場合もあります。
情報通信技術(ICT)プロバイダ	"他の全セクター"をご覧ください。	ICT セクターの企業に対しては、任意のガイダンスが利用可能です。
鉄鋼	長期 SBT を設定する際には、本セクターに属する企業は、鉄鋼セクターの軌道または全セクター共通の軌道(総量のみ)を用いて、総量ないしは原単位目標を設定することが推奨されています。	SBTi は、鉄鋼セクターの企業についてのガイダンス開発については、プロジェクトの設計段階にあります。
石油・ガス	SBTi は石油・ガスセクターの企業に向けた目標設定手法を開発中であり、本セクターについてはガイダンスが完成するまで目標の審査はできません。	SBTi による目標審査においては、「石油・ガス」には、統合石油・ガス会社、統合ガス会社、探鉱・生産会社、精製・販売会社、石油製品販売会社、ガス販売会社、ガス小売会社が含まれますが、これらに

¹⁰ この情報は、化石燃料の販売、輸送、流通からの売上が 50%未満の企業にのみ適用されます。これらの活動からの収益が 50%以上の企業については、上記の「石油・ガス」の項を参照してください。



		限定されるものではありません。 SBTi は、企業が SBTi 審査の際に石油・ガス企業に分類されるかどうかをケースバイケースで評価し、分類される場合は、SBTi の石油・ガス部門の開発が完了するまで審査を進めない権利を留保します。
発電	「電気事業者向けガイダンス」にて規定されているように、発電事業者は原単位収束法を使用しなければなりません (must)。	スコープ 3 の排出量が全体の 40% 以上を占める電力部門の企業は、スコープ 1 の発電を対象とした目標に加え、すべての販売電力 (スコープ 3 のカテゴリ 3 の購入電力および再販売電力を含む) を対象とした原単位目標を設定しなければなりません (must)。 本セクターの企業については、2040 年以前にネットゼロに達することが必須です (must)。
輸送サービス(航空/船舶/トラック/自動車)	長期 SBT を設定する際に、これらのセクターの企業は、航空軌道、海上輸送軌道、または全セクター共通の軌道 (総量目標のみ) を用いて、総量目標または原単位目標を設定することが推奨されます。目標のバウンダリは、SBTi の輸送セクター資料にて指定されているように、Well-to-Wheel 排出 (WTW) をカバーしなければなりません (must)。 企業は、航空セクターの軌道を使用して、スコープ 3 カテゴリ 6 (出張) をカバーする原単位目標を設定することはできません。	SDA 輸送ツールが対象とするすべての輸送サブセクターの説明や、輸送活動の目標設定に関するベストプラクティスについては、SBTi 輸送ガイダンスを参照してください。 <i>Well-to-Wheel バウンダリ (輸送サービスと自動車製造業者 (OEM 含む)):</i> 輸送関連の排出量の目標を設定している企業は、パワートレイン技術の変化などによるタンク・トゥ・ホイール (TTW) とウェル・トゥ・タンク (WTT) 間の排出量の変化を正確に把握するために、ウェル・トゥ・ホイール排出量 (WTW) を目標バウンダリに含めるべきです。 <i>テストと実排出量の比較 (自動車製造業者 (OEM 含む)):</i> 自動車メーカー (OEM 含む) は、製品の使用段階における基準年の排出量を、世界標準規格 (例: Worldwide Harmonized Light Vehicle Test Procedure -WLTP) が利用できる場合はそれを用いて実際の排出量に変換しなければなりません (must)。特定の車種について正規の試験
輸送 (自動車製造業者/相手先商標製品メーカー (OEM))		

		方法がない場合、企業は、燃料消費に特化したデューティーサイクルに基づく独自の推定値／シミュレーションを SBTi に提示し、その正当性を主張するよう求められます。
他の全セクター	長期 SBT を設定する場合、他のすべてのセクターの企業は、全セクターを対象とする軌道を用いて総量目標を設定することが推奨されています。排出量が割り当てられているセクターについては、セクター別の総量または原単位目標を設定することが可能です。	企業は、GHG プロトコルのガイダンスがある場合には、それに従って排出量に関連する活動に割り当てべきです。スコープ 1, 2 または 3 の排出量について、セクター固有の軌道（例えば鉄鋼生産など）を持つ活動に割り当てられる分については、セクター固有の総量または原単位目標にて設定ができますが、これはスコープ 3 上流カテゴリのうち供給サイドの削減が重要であるものの軌道には反映されていない場合を除きます。

日本語翻訳担当: CDP Worldwide-Japan 高瀬香絵、原田卓哉、河村涉
(翻訳バージョン 初版: 2021 年 12 月 14 日版)